

1

小学1年生から小学3年生のお子さんへの 子ども医療費助成制度を開始します！

桂 川町では平成23年1月1日から、子ども医療費助成制度を開始します。
この制度は、医療機関等を受診するときに、保険証と一緒に子ども医療証を窓口
に提出することで、医療費の一部を助成する制度です。助成を受けるには、子ども医療
証交付申請が必要ですので、下記のとおり申請手続きをお願いします。

【支給対象者】

対象者	6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの桂川町に住所を有する方
自己負担	通院 600円/月(上限) 入院 500円/日(月3,500円が上限) ※いずれも医療機関ごとに自己負担し、上記上限額を超えた分を助成
医療保険加入要件	医療保険に加入していること 生活保護法による保護を受けていないこと
他の公費との関係	重度障害者医療及びひとり親家庭等医療対象者については、重度障害者医療及びひとり親家庭等医療が優先します。 ※ひとり親家庭等医療をお持ちの6歳～9歳のお子さんの場合は、医療機関ごと通院の場合自己負担800円/月を上限としていますが、受給資格証・印鑑・領収書・振込先の預金通帳を持参して、桂川町役場 保険環境課(1階6番窓口)で申請を行うことで子ども医療との差額200円を償還払いします。

【申請受付期間】

12月1日～12月28日(※土日・祝日を除く)

8時30分～17時15分(※毎週木曜日のみ19時まで)

【場 所】 桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係(※1階・6番窓口)

【持参する物】 印鑑、健康保険証(※お子さんの分)

【小学校就学前のお子さんについて】

6歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんで「乳幼児医療証」をお持ちの方は、今までどおり窓口の自己負担はありません。

申込・問合せ先

桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65 - 1097

